

## 令和 6 年度盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託について

**1 計画策定の期間**

令和 5～6 年度の 2 年間（1 年目：調査分析等、2 年目：計画策定）

令和 7 年 3 月の策定予定

**2 計画の期間**

5 年間（令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月）

**3 計画策定に関する業務委託について**

令和 5 年度は、地域公共交通の現状整理や利用者ニーズの把握、移動特性の分析による課題抽出など、盛岡都市圏地域公共計画の策定に向けた必要な情報を収集・整理するため、専門的な知見を有する事業者等に関連業務を委託した。

令和 6 年度は、令和 5 年度の業務成果に基づき、具体施策や数値目標などの検討を行いながら、地域公共交通計画を策定するため、専門的な知見を有する事業者等に関連業務を委託する。

**4 事業者の選定方法**

公募型プロポーザル方式を実施し、事業者を選定する。

国等の補助金交付決定後、速やかに契約締結を行うため、事業者の選定については令和 6 年 4 月中旬までに候補者を選定するスケジュールとしたい。なお、令和 6 年度の事業計画（案）及び収支予算（案）については、3 月 26 日開催予定の第 4 回地域公共交通会議で審議いただくものであるが、先行して事業者選定に係る準備等を行いたいものである。

**【プロポーザル方式】**

- ・業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、最も適切な企画力、技術力、創造性、専門性、実績などを持つ事業者を選定する方法。
- ・選定した事業者と提案について協議した上で仕様書を作成し、協議が調えば随意契約を行う。

**5 審査方法**

プロポーザルの審査に当たっては、提案内容を適正に評価し、公正を期すため、審査会を設置し、当該委員（本業務において連携を要する関係機関の職員等複数名）により、別に定める審査基準に従い、審査する。また、本計画策定は 2 ヶ年で行うことから、令和 6 年度の業務に係る審査においては、評価基準に令和 5 年度業務の実績等を考慮することを想定している。

なお、業務委託仕様書、審査基準の策定等の業務委託契約に向けた諸手続については、審査会に一任することとするが、事前に委員の皆様へ審査基準等を提供し、ご意見を伺ったうえで公募を実施するものとし、業務委託契約が締結された際には速やかに交通会議に報告する。